

指定管理者選定委員会について

1 指定管理者の候補者の選定

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法の改正により創設された制度で、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

指定管理者を指定しようとするときは、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされ、そのためには指定管理者の候補者を選定する必要があります。

指定管理者の候補者の選定については、鴨川市附属機関等設置条例の規定により設置する指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行います。

2 選定委員会の設置

指定管理者の候補者を公平かつ適正に選定するため、「鴨川市附属機関等設置条例（4 ページ）」に基づき選定委員会を設置します。

選定委員会は、申請者から提出された申請書、事業計画書等について、選定基準に基づき、施設の設置目的等に応じて、市民の平等利用の確保や管理能力について総合的に判断し、指定管理者の候補者として適しているかを審査します。

なお、最終的な候補者の決定は、選定委員会の審査結果に基づき、市長が行います。

3 選定委員会会議録の公開

選定委員会の会議録については、指定管理者候補者の選定過程の透明性を確保するため、法人情報等の不開示情報等に留意して公開することとします。

なお、会議録の調製方法については、要点記録とし、発言に係る委員名及び内容については会議録に記載することとします。

4 審査の方式

審査の方式については、「鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱基準」において、原則として総合点数方式（あらかじめ設定した評価項目について点数化し、その合計が最も高い団体を選定する方法）で行うこととされています。

5 具体的な審査方法について

(1) 総合点数方式

選定委員会による審査は、施設所管課による説明、申請者によるプレゼンテーションを踏まえ、申請者から提出された申請書、事業計画を記載した書類等の内容を審査し、指定管理者候補者選定審査表に掲げる各審査内容について、適否の判定及び 5 段階評価による採点を行うものとします。

① 審査表の上表・選定基準について

事業計画書、団体の活動内容等を記載した書類等に基づき、

- ア 公の施設としての設置目的を理解しているか
- イ 事業者が提案した管理運営方針が市の政策や施策等に反していないか
- ウ 事業計画等の内容が収益事業等の特定の事業に偏っていないか
- エ 施設の利用が一部の利用者に偏った計画となっていないか

の4つの事項に主眼を置き、全ての利用者に対して公正中立な対応ができる団体であるかについて総合的に判断して適否の判定をするものとします。

なお、この選定基準は、公の施設を管理する上で最も重要な項目であることから、適否の判定により行うものであり、委員ごとの審査表への記入は行わず、委員の協議による選定委員会の総意により「適・否」の判定を行うものとします。

選定委員会で「適」と認められた場合に、以下②の選定基準の項目についての審査を行います。

② 審査表の下表・選定基準の1、選定基準の2について

各審査項目について、5段階評価による採点とし、その採点基準は次のとおりとします。

採点基準	配点	
	一般項目	重要項目 (○)
【A】 優秀である (高度の能力を有している)	5点	× 2倍
【B】 満足できる (十分な能力を有している)	4点	
【C】 平均的である	3点	
【D】 劣っている (能力が乏しい)	2点	
【E】 著しく劣っている (能力が非常に乏しい)	1点	

③ 評価点

審査結果の公表は、次の評価点をもって行うこととします。

$$\text{評価点} = \frac{\text{総得点 (全委員の審査表の採点の合計点)}}{\text{審査表の配点の合計点} \times \text{委員数}} \times 100$$

※ 小数点以下四捨五入とします。

④ 失格

評価点が60点に満たない場合は失格とし、指定管理者の候補者として選定しないものとします。

※ 審査結果が平均点に達していることを選定の最低基準としたものです。

(例) 審査項目（一般項目 10・重要項目 3）13 項目について、採点が全て「【C】平均的である。（3点）」であった場合

得点	(3点×10=30点)		
	(6点×3=18点)		
		計	48点
評価点	=	—————	×100 = 60点
配点	(5点×10=50点)		
	(10点×3=30点)		
		計	80点

○鴨川市附属機関設置条例（抄）

平成31年3月25日

条例第4号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委嘱等）

第3条 委員は、市長（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第6条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長、副会長等）

第4条 会長又は委員長（以下この条及び次条において単に「会長」という。）及び副会長又は副委員長（第3項において単に「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日条例第35号）（抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日条例第10号）（抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日条例第26号）（抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
略					
鴨川市指定管理者選定委員会	市長の諮問に応じ、市長が定める公の施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	5人	(1) 調査審議を行う公の施設に関する識見を有する者 3人 (2) 市長が指定する職員又は関係行政機関の職員 2人	委嘱又は任命の日から諮問に係る調査審議が終了するまで